

交 規 第 1 3 3 号  
令 和 2 年 5 月 1 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

「道路法等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う交通警察の対応について平成26年6月4日に公布された「道路法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第53号。以下「改正法」という。別添1）の一部は、「道路法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（平成27年政令第20号）により、平成27年4月1日から施行された。

また、改正法の一部の施行に向けて、国土交通省道路局路政課長から各地方整備局道路部長等に対し、「占用料の多寡等により占用者を選定する入札制度について」（平成27年3月27日付け国道利第21号。以下「占用入札制度通知」という。別添2）が発出された。

改正法による改正後の道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）及び占用入札制度通知の内容のうち、交通警察に関わる部分及びそれに伴う交通警察の対応は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

本通達に伴い、「道路法等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う交通警察の対応について（通達）（平成27年4月23日付け青警本交規第62号）は廃止する。

なお、本通達内容については、警察庁において国土交通省と協議済みである。

記

## 第1 概要

### 1 法について

#### (1) 高架の道路の路面下の占用基準の緩和（法第33条関係）

法第32条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるものための道路の占用については、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限るとの基準にかかわらず、法第32条第1項又は第3項の許可（以下「道路占用許可」という。）を与えることができることとされた（法第33条第2項第1号）。

#### (2) 道路の占用における入札制度の導入（法第39条の2から第39条の7まで）

ア 道路管理者は、道路占用許可の申請を行うことができる者を占用料の額についての入札により決定することが、道路占用者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図る上で有効であると認められる工作物、物件又は施設（以下「入札対象施設等」という。）について、道路の占用及び入札の実施に関する指針（以下「入札占用指針」という。）を定めることができることとさ

れた（法第39条の2第1項）。

イ 入札対象施設等を設置するため道路を占有しようとする者は、入札対象施設等のための道路の占有に関する計画（以下「入札占有計画」という。）が適当である旨の認定を受けるための入札（以下「占有入札」という。）に参加するため、入札占有計画を道路管理者に提出することができることとされた（法第39条の3第1項）。

ウ 道路管理者は、入札占有計画を提出した者のうち、基準に該当すると認めるものに対して、占有入札に参加することができる旨を通知し（法第39条の4第1項）、当該通知を受けた者を参加者として、占有入札を実施し（法第39条の4第3項）、最も高い占有料の額をもって申し出た参加者を落札者として決定するとともに（法第39条の4第4項本文）、当該落札者が提出した入札占有計画について、道路の場所を指定して、当該入札占有計画が適当である旨の認定をすることとされた（法第39条の5第1項）。

エ 道路管理者は、ウの通知をしようとする場合において、当該通知の相手方が提出した入札占有計画に従って入札対象施設等を設置する行為が道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占有計画に記載された道路の占有の場所を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）に協議（以下「参加通知前協議」という。）しなければならないこととされた（法第39条の4第2項）。

オ ウの認定を受けた者は、当該認定を受けた入札占有計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならないこととされた（法第39条の6第1項）。

カ 道路管理者は、オの変更の認定をしようとする場合において、変更後の入札占有計画に従って入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ所轄警察署長に協議（以下「変更認定前協議」という。）しなければならないこととされた（法第39条の6第2項）。

キ ウの認定がされた場合においては、当該認定を受けた者以外の者は、当該道路の場所については、道路占有許可の申請をすることができないこととされた（法第39条の7第5項）。

## 2 占有入札制度通知について

### (1) 入札対象施設等の種類

入札対象施設等は、次に掲げるものとされた。

ア 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第2号に掲げる太陽光発電設備又は風力発電設備

イ 同条第8号に掲げる食事施設、購買施設その他これらに類する施設でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

ウ 同条第9号に掲げる店舗、倉庫、自動車駐車場、自転車駐車場その他これらに類する施設

エ 同条第13号に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所

オ その他道路管理者が占有入札に付することが適当であると認めて定める施設等

なお、道路管理者がオの入札対象施設等を定めようとするときは、あらかじめ所轄警察署長に通知することとされた。

## (2) 参加通知前協議及び変更認定前協議の方法

参加通知前協議及び変更認定前協議は、占用入札制度通知に定められた別記様式2により行うこととされた。

## (3) 選定委員会

道路管理者は、法第39条の4第4項ただし書の規定により落札者を決定する占用入札（以下「総合評価占用入札」という。）を行おうとするときは、令第19条の3の3の規定に基づき、あらかじめ、当該総合評価占用入札に係る申出のうち占用料の額その他の条件が当該道路管理者にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「総合評価落札者決定基準」という。）を入札占用指針において定めなければならない。総合評価落札者決定基準を定めようとするとき等は、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないこととされたところ、当該意見聴取に当たっては、関係地方公共団体、関係する他の道路管理者、2人以上の学識経験者等で構成する選定委員会を設置することを基本とすることとされた。

## 第2 対応方針

### 1 道路使用許可に関する事前相談への対応について

入札対象施設等を設置する行為であって、道路使用許可及び道路占用許可の双方が必要となるものについて、警察署等に道路使用許可に関する事前相談がなされた場合は、入札占用指針が公示されているかどうかを確認し、占用入札の実施が予定されているときは、相談者に対してその旨を教示すること。

また、占用入札が実施され、落札者が提出した入札占用計画について第1の1(2)ウの認定がされた場合においては、当該認定を受けた者以外の者は、当該道路の場所については、道路占用許可の申請をすることができない旨を教示すること。

### 2 参加通知前協議及び変更認定前協議について

参加通知前協議及び変更認定前協議がなされた場合は、提出された入札占用計画について、交通の妨害となるおそれの有無等の審査を行った上で、占用入札制度通知に定められた別記様式2により、道路管理者に交通管理上必要な意見を申し入れること。

また、道路使用許可をする場合において条件を付する必要があると認められるときは、道路管理者にその旨を併せて申し入れること。

なお、道路管理者は、入札占用計画の提出期限の日から起算して、原則として40日以内にその結果を入札占用計画の提出者に対して通知することとされていることを踏まえ、参加通知前協議に対しては、適切な期間内に道路管理者に回答するよう努めること。

### 3 道路使用許可等について

占用入札の落札者による道路占用許可の申請に係る法第32条第5項の規定に基づく道路管理者による所轄警察署長に対する協議及び道路交通法第77条第1項の規定に基づく当該落札者による所轄警察署長に対する道路使用許可の申請に対しては、周辺の交通実態等に関して参加通知前協議及び変更認定前協議の時点では予想されなかった変化等がない限り、原則として、参加通知前協議及び変更認定前協議における道路管理者に対する回答に即して協議に応じ、及び許可をすること。

なお、道路管理者は、占用入札の落札者による道路占用許可の申請がなされた日から起算して、原則として15日以内に許可を与えることとされていることを踏まえ、法第32条第5項の規定に基づく協議に対しては、適切な期間内に道路管理者に回答するよう努めること。

#### 4 選定委員会への対応について

選定委員会の委員として所轄警察署長に参画の依頼があった場合においては、交通規制課へ速やかに報告するとともに積極的に対応し、交通管理上必要な意見を申し入れること。

#### 5 その他

道路管理者から、第1の2(1)オの入札対象施設等を定める旨の通知を受理した所轄警察署長は、関係警察署との十分な連携について配慮するとともに、交通規制課に速やかに報告すること。

担当 交通規制課規制第二係

別添省略